

磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について

磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画について、別紙のとおり策定するものとする。

生活交通確保維持改善計画の名称			
磐田市地域フィーダー系統確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>磐田市においては、主に通勤通学時の大量輸送手段として、幹線交通である路線バスが近隣の浜松市・袋井市・森町等と本市を結ぶ広域路線6路線で運行されており、磐田駅を中心に放射状に路線網が形成されている。また、磐田市への訪問者や高齢者等の日常生活の足となっている一般タクシーにより成り立っている。</p> <p>自主運行バスの代替手段として運行しているデマンド型乗合タクシーは、バス路線など既存の公共交通への乗り継ぎを図りつつ、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段としての役割を果たしている。利用者数は増加傾向にあり、車を運転できない高齢者等の利用割合は高く、利用者からは一定の評価を得ている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持改善事業により、デマンド型乗合タクシー「福田線」及び「磐田中央線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
(福田線)			
指標	現状※1		目標値 (R6) ※2
一日当たりの利用者数	9.4人	→	10.4人
交通結節点（主要バス停、JR 磐田駅・御厨駅）利用者数	289人	→	319人
(磐田中央線)			
指標	現状※1		目標値 (R6) ※2
一日当たりの利用者数	37.6人	→	41.5人
交通結節点（主要バス停、JR 磐田駅）利用者数	555人	→	612人
※1 令和3年10月～令和4年9月の数値			
※2 目標値の期間は令和5年10月～令和6年9月			

(2) 事業の効果
<p>地域内フィーダー系統を確保・維持することにより、民間路線バスが利用できない区域を解消するとともに、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保される。</p> <p>運行目的地については、日常生活に最低限必要な施設に絞ることにより他の公共交通との整合を図るほか、民間路線バス（遠州鉄道「磐田市立病院福田線」）の主要バス停や JR 磐田駅などの交通結節点と結び、これらのフィーダーとしての役割を果たす。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>デマンド型乗合タクシーの運行内容の周知、啓発（磐田市、事業者）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>表1のとおり</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>市・遠鉄タクシー株式会社</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>遠鉄タクシー株式会社</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>※該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
<p>※該当なし</p>

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成28年5月26日 本計画の協議
- ・平成29年1月18日 福田線、磐田中央線運行内容の見直し
 - ・運行日、運行時刻の追加
 - ・指定施設の追加 など
- ・平成29年5月31日 磐田中央線運行内容見直しの提案
 - ・運行日、運行時刻の追加
 - ・指定施設の追加 など
- ・平成29年12月20日 本計画の協議
- ・平成29年12月20日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・運行日、運行時刻の追加
 - ・指定施設の追加 など
- ・平成30年5月31日 磐田中央線運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加
- ・平成30年12月25日 本計画の協議
- ・平成30年12月25日 8路線運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加
 - ・車両配置数の変更
- ・令和元年5月31日 磐田中央線運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加
- ・令和元年12月25日 本計画の協議
- ・令和元年12月25日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・運行日、運行時刻の追加
 - ・指定施設の追加 など
- ・令和2年5月30日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の削除、追加
- ・令和2年12月25日 本計画の協議
- ・令和2年12月25日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・運行時刻の追加
 - ・指定施設の追加 など
- ・令和3年6月2日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加
- ・令和3年12月15日 本計画の協議
- ・令和3年12月15日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の削除、追加
- ・令和4年4月27日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加
- ・令和4年6月1日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の削除、追加
- ・令和4年10月17日 本計画の協議
- ・令和4年10月17日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の追加、所在地変更、名称変更
- ・令和4年12月27日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の削除、所在地変更
- ・令和5年 月 日 磐田中央線ほか運行内容の見直し
 - ・指定施設の削除、追加
- 本計画の協議

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・自治会、老人クラブ、民生委員、福祉団体関係者、運行事業者及び市職員で組織する「住民周知・利用促進検討会」の開催
- ・利用登録者アンケート調査の実施
- ・車内アンケート調査の実施
- ・交通安全協会磐田地区支部と連携
- ・自治会、老人クラブ、高齢者サロン等への説明会開催

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	静岡県交通基盤部地域交通課、静岡県袋井土木事務所
関係市区町村	磐田市副市長、袋井市総務部長
交通事業者・交通施設管理者等	遠州鉄道株式会社、秋葉バスサービス株式会社、静岡県タクシー協会西部会竜東支部、遠鉄タクシー株式会社、遠州鉄道労働組合、磐田警察署
地方運輸局	静岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	静岡文化芸術大学名誉教授、磐田商工会議所、磐田市老人クラブ連合会、磐田市議会、磐田市自治会連合会、市民・利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 静岡県磐田市国府台3番地1

(所 属) 自治市民部自治デザイン課

(氏 名) 小野田 一志

(電 話) 0538-37-4751

(e-mail) chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
磐田市	遠鉄タクシー株式会社	(1) デマンド型乗合タクシー 「福田線」		福田地区、磐田駅周 辺、御厨駅及び磐田 市立総合病院等		往 km 復 km	293	2,051回		区域	①	地区間幹線系統である遠州鉄 道「磐田市立病院福田線」の 「福田車庫」・「大原団地」にて 接続	③
	遠鉄タクシー株式会社	(2) デマンド型乗合タクシー 「磐田中央線」		磐田中央地区(見 付・中泉・今之浦)、 磐田市立総合病院 等		往 km 復 km	293	7,032回		区域	①	地区間幹線系統である遠州鉄 道「磐田市立病院福田線」の 「美登里町上」にて接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	磐田市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	9,257
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
磐田市地域公共交通計画	令和5年3月	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区区分が分かる地図



磐田市地域内フィーダー系統確保維持改善計画の策定について

1 要旨

デマンド型乗合タクシー福田線及び磐田中央線の運行は、国の補助制度の対象です。この補助制度の交付要件を満たすため、地域公共交通会議での合意が必要とされる「地域内フィーダー系統確保維持改善計画」を策定するものです。

2 交付要件（主な項目）

- ① 幹線バス系統を補完するものであること
- ② 幹線バス系統等へのアクセス機能を有すること
- ③ 新たに運行するものであること
- ④ 地域公共交通会議による議論を経た計画に基づき実施されるものであること

※デマンド型乗合タクシー（福田線及び磐田中央線）は、地域間交通の役割を担う遠州鉄道の主要バス停やJR磐田駅等を運行目的地とすることにより、幹線バス系統等のフィーダー＝枝葉としての役割を果たしています。

3 補助申請対象期間

令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）、令和7、8年度の3か年分

4 対象となる運行系統名

- ① デマンド型乗合タクシー福田線
- ② デマンド型乗合タクシー磐田中央線

5 事業の目標、効果

○目標（令和6年度）

福田線：一日当たりの利用者数 10.4人（※9.4人×1.05×1.05≒10.36人）

交通結節点利用者数 319人（※289人×1.05×1.05≒318.6人）

磐田中央線：一日当たりの利用者数 41.5人（※37.6人×1.05×1.05≒41.45人）

交通結節点利用者数 612人（※555人×1.05×1.05≒611.8人）

※ 目標値は、現状実績値に目標伸び率を乗じて設定しています。

○効果 地域内フィーダー系統を確保・維持するとともに、民間路線バスが利用できない区域を解消し、高齢者など交通弱者の日常生活に必要な交通手段が確保されます。

目標設定参考表

1 現状実績値（福田線）

年度	利用者数/日 (前年比)	交通結節点 利用者数	運行内容の主な変更
平成 25 年度 (H24.10~H25.9)	3.4 人 (-)	77 人	H24.10 運行開始
平成 26 年度 (H25.10~H26.9)	4.1 人 (1.20)	89 人	H25.10 総合病院追加
平成 27 年度 (H26.10~H27.9)	5.8 人 (1.41)	105 人	H27.4 運賃減額 地区内 500 円→400 円
平成 28 年度 (H27.10~H28.9)	5.7 人 (0.98)	132 人	
平成 29 年度 (H28.10~H29.9)	5.4 人 (0.94)	248 人	H29.4 土曜開始、昼便追加
平成 30 年度 (H29.10~H30.9)	6.7 人 (1.24)	213 人	H30.4 運賃減額 総合病院 1,500 円→1,000 円
令和元年度 (H30.10~R01.9)	8.1 人 (1.20)	226 人	
令和2年度 (R01.10~R02.9)	7.3 人 (0.90)	246 人	R2.4 運転経歴証明書提示者(65歳以上)の運賃半額の正式導入、御厨駅追加
令和3年度 (R02.10~R03.9)	9.2 人 (1.26)	158 人	
令和4年度 (R03.10~R04.9)	9.4 人 (1.02)	289 人	

2 現状実績値（磐田中央線）

年度	利用者数/日 (前年比)	交通結節点 利用者数	運行内容の主な変更
平成 28 年度 (H28.01~H28.9)	6.2 人 (-)	153 人	H28.1 運行開始
平成 29 年度 (H28.10~H29.9)	7.7 人 (1.24)	253 人	H29.4 土曜開始、昼便追加
平成 30 年度 (H29.10~H30.9)	14.8 人 (1.92)	383 人	H30.4 運賃減額 総合病院 1,500 円→1,000 円 利用対象年齢 75 歳以上→65 歳以上
令和元年度 (H30.10~R01.9)	25.0 人 (1.69)	1,003 人	
令和2年度 (R01.10~R02.9)	27.6 人 (1.10)	785 人	R2.4 運転経歴証明書提示者(65歳以上)の運賃半額の正式導入
令和3年度 (R02.10~R03.9)	33.7 人 (1.22)	475 人	
令和4年度 (R03.10~R04.9)	37.6 人 (1.11)	555 人	

3 目標伸び率

磐田市公共交通計画にて伸び率の目標を前年比 1.05 を目指すことを定めており、この目標を達成するため、磐田駅等の交通結節点の利用促進を図り、利用者を獲得していきます。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
活性化法法定協議会	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額 (道路運送法第 3 条第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業 (以下「乗用タクシー事業」という。) については、市区町村からの運賃低廉化に対する支援額) であって、別表 8 に定めるところにより算出される経費	<p>都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからチまでの全てに適合するもの。ただし、乗用タクシー事業による運行の場合にあっては、イからトまで及びリの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者若しくは道路運送法第 3 条第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者 (以下「乗用タクシー事業者」という。) 又は道路運送法第 78 条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、活性化法法定協議会の議論を経て、第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に記載されている運送予定者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第 3 条の 3 に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第 49 条第一号に定める交通空白地有償運送 (「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」 (令和 2 年 11 月 27 日付け国自旅第 316 号) 1 に定める「交通空白地有償運送」をいう。) であって乗合旅客の運送に係るもの若しくは乗用タクシー事業による運行であること。 (ただし、交通空白地有償運送にあっては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第 51 条の 15 第三号に規定する協議が調っているものに限る。)</p> <p>ハ 以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。</p> <p>① 第 2 編第 1 章第 1 節の補助対象地域間幹線系統に接続するフィーダー系統又は補助対象地域間幹線系統に接続する乗用タクシーによる運行であること。ただし、政令指定都市、中核市及び特別区 (以下、「政令指定都市等」という。) が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。</p> <p>(附則第 17 条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統を新たに地域内フィーダー系統として運行する場合は適用しない。また、補助対象期間中に政令指定都市等に指定された場合、次期補助対象年</p>	1/2 (市区町村から運賃低廉化の支援を受け乗用タクシー事業に限り、上限 100 万円とする。)

度より適用する。)

② 以下の(1)又は(2)のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

(1) 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第十九号)第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域(同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。)
- ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域
- ・半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ・山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島
- ・沖縄振興特別措置法第3条第一号に規定する沖縄県の区域

(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。

ニ 当該運行系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドラ

イン) (「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(令和2年1月1月27日付け国自旅第315号)別添2)なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや地域公共交通計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。

ホ 以下の①から③のいずれかに該当するもの。

① 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの(附則第17条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統を新たに地域内フィーダー系統として運行する場合は新たに運行を開始するものとみなす。)

② 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの

③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの(第16条第2項及び同条第3項の規定による補助対象事業の基準の特例によるものを除く。)

へ 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた運行系統を除く。

ト 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること。(補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)

チ 次式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの(路線不定期運行、区域運行(自家用有償旅客運送にあっては路線を定めて不定期に行う運送及び路線を定めず行う運送)、乗用タクシー事業による運行及び附則第17条の規定による「特定被災地域公共交通調査事業」における実証運行を過去に行った運行系統であって新たに地域内フィーダー系統として運行する場合を除く。)

輸送人員 ÷ 運行回数

リ 過去に乗合バス事業等により乗合旅客の運送を

磐田市デマンド型乗合タクシーの運行内容の変更について

デマンド型乗合タクシーの運行内容を下記のとおり変更するものとする。

記

1 指定施設の追加について

(1) 地区内施設

磐田東部地区の指定施設に「きのさき内科呼吸器内科」を加える。

(2) 地区内施設の運賃

利用者宅区分	⇔	施設名	運賃（片道）
磐田東部地区	⇔	きのさき内科呼吸器内科	400 円/人

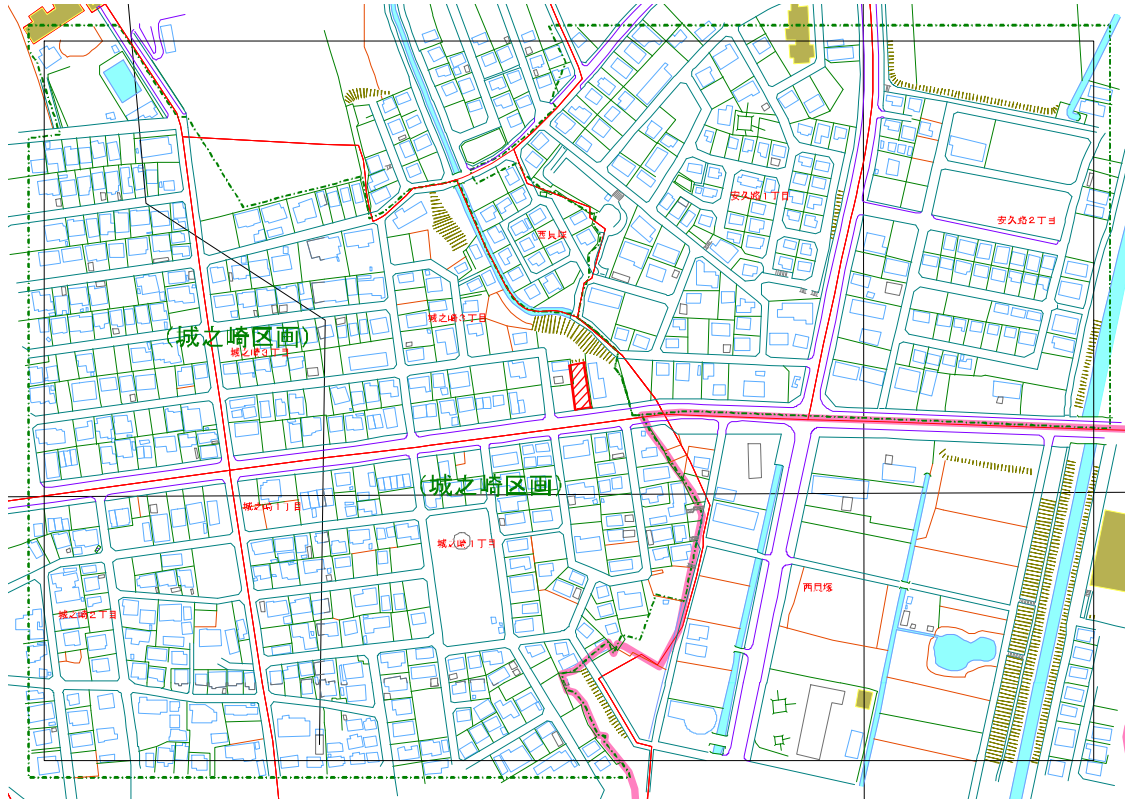
(3) 実施時期

令和5年9月7日から

磐田市デマンド型乗合タクシー指定施設位置図（追加施設）

施設名 きのさき内科呼吸器内科（磐田市城之崎3丁目7番地24）
追加理由 令和5年9月7日に開院するため

【位置図】



【写真】

